

ことになりやすい。

上記のような経過から、家庭外の行き場がなくなり、結果的に家庭内への引きこもりの状態が固定化されやすい。引きこもりの生活が長期化する中で、本人への対応に戸惑う家族に対する支配的態度を強めたり、自分の思い通りにならない不満や不安、怒りを暴言・暴力というかたちで増大させている例が多い。⑤家庭内において、激しいパニックや家族への暴力を繰り返している場合でも、両親をはじめ家族以外には、本人に対応できる人や機関が殆ど無い。現在、実際に機能し、介入できているのは、医療機関（精神科）と地域の警察である。しかし、そこでも緊急事態をおさめるための一時的な対処であることから、本人や家族が抱える困難性の解決にはつながらない。また、家族の判断で医療保護入院となったケースの場合、親への不信や恨みが募り、退院後、家族関係がさらに悪化していることがある。

2) 反社会的行動の再発対処

昨年度に引き続き、グループホームで生活する HPDD の人 1 名への反社会的行動の再発対処にかかわる取り組みを行い、その援助内容と本人側の心理機能について検討した。具体的には、「通行中の若い女性の背中に衣服の上からボールペンでいたずら書きをする」という行為を繰り返す人に対して、平成 16 年度の研究による考察から、「生活の中でのルールを守る自立性を養うためには、直接支援の担当者がフレームワーカーとして、本人に対してルールや行動の基準枠を示し、ルールを守ること、或いは破ることによって生じる結果を本人に理解させる役割を積極的にとることが有効である」という仮説に基づき、継続的支援を行った。しかし、今年度に入り、再度、同様の行為が繰り返されたことから、本人への新たな取り組みを行うことにした。それは、成育歴の再調査と本人が自発的に書いた作文などの資料をもとにした新たな仮説を設定したことである。

なお、本報告については、本人および家族の承諾を得ているが、匿名性を守るため、細部を大幅に変更している。

まず、成育歴については、以下の情報が得られた。

幼児期より言語面の能力の高さに比べ、実際の行動力や運動面の能力は低く、同年齢の子どもの集団行動には殆どついていくことができなかった。家族は、両親と同胞、本人の 4 人家族。本人の興味や関心の対象である歴史、地理、鉄道、漢字などは独学で知識を得ていく一方で、学校(通常学級)での学習場面には殆ど適応できなかった。小学 5 年時に喘息療養のため、遠隔地にある全寮制の学校に転校、在籍した 2 年間、帰宅を希望し続け、面会に訪れる母親にも訴えていた。その後、家庭に戻り、地元の中学(通常学級)に進学したが、間もなく、「119 番通報して消防車を呼ぶ」「無作為に無言電話をかける」「駅のホームで非常ボタンを押す」といった行動が頻繁にみられるようになった。親をはじめ周囲の大人からの再三にわたる注意や叱責によっても、それらの行動はいっこうにおさまらず、困り果てた家族は、施設入所を希望した。中学卒業と

同時に知的障害者手帳を取得し、知的障害児施設に入所した。施設生活においては、どちらかというとな大人しく、目立たない存在であった。そして、加齢に伴い、成人施設に移行し、さらに25歳時には、同施設が運営面をバックアップするグループホームに移行した。このグループホームは定員4名で、いずれもPDD群の人たちであった。そして、4年後に最初の事件が起きた。施設入所後も、「119番通報し、消防車を呼ぶ」、「無作為に無言電話をかける」、「駅のホームで非常ベルを鳴らす」という行動が時折みられ、施設においてもその対処法を検討したが、解決にはつながらなかった。

対人状況について特記すべきことは、幼児期より、周囲との異化は目立っていたが、中学卒業までの学校時代は、担任教師などの配慮も得られ、「変わっているが面白い子ども」として、クラスの中に受け入れられていた。その後は施設という保護的状況にいたことから、周囲の人からのいじめやからかいを殆ど受けることなく過ごすことができた。また、幼児期は不安が強く、母親のそばを離れようとしなかった。学校入学以降は、特に家族をはじめとする周囲の人との関わりは乏しく、本人から人に働きかけているようにみえても、一方的な話しの進行で終始することが多かった。他者から何か求められることについては、明らかに拒否的態度を示した。物腰の柔らかい若い女性職員や大学からの女子実習生に対しては自ら話しかけることもみられた。

次に、本人が起こした行動については、内面から沸き上がる衝動的な幻想を統制できない状況であるという仮説をたてた。昨年度から継続している支援に加え、反社会的行動の発生因である衝動的幻想による異性への関わりを明確に意識できるよう、その行動現場でフレームワーカーによる反社会的行動の解説を繰り返し行った。また、あわせて、日常生活上の枠組みを本人に示し、現実場面での自律的な生活態度を引き出すように努めた。初回の事件後の対応として、従来過ごしていた施設での集団生活状況を利用し、そこに一時的なシェルター機能を求めてみたが、このケースの場合は、シェルターという保護的状況が、かえって本人の生活面における「主体性」、「自律性」が生かされにくいことが認められた。そのため、2度目の事件後の対処においては、現実場面の中で、本人が自律的・主体的に行動できるよう、援助者とのやりとりにより、生活行動のフレームを作ることに努めた。例えば、自室の清掃管理や洗濯のしかた、食後の食器等の片付け、買い物の仕方について具体的に示した。また、言葉によるやりとりでは、双方の意思疎通が十分行われにくいため、援助者との間で、「連絡ノート」を活用したところ、以前に比べて、本人からの意思表示の内容がより具体的になってきている。

この間、バックアップ施設の嘱託医(児童精神科医)の協力を得て、本人に対して定期的な面談を継続している。

4. 考察

1)東京都発達障害者支援センターにおいて相談受理した事例およびHPDDの人たちのグループピアリングにより収集された資料から言えることとして、切

迫した諸事例の状況について、その対応を時空間的に拡大して考えると、まず、この人たちが誤解からくるいじめや孤立から解放していくための社会的啓発が必要である。そして、最も身近な存在である家族が、安定した気持ちで本人を支えていくことができるよう、地域の中での支援体制整備が求められる。具体的には、ライフステージを通し、保育所や幼稚園、学校、相談機関、保健、医療、社会福祉などの関係者など、実質的に支援できる人間関係網を作り上げていくことである。本人および家族への社会的な支援機能としては、①早期の段階から、本人の自己認知と社会化(現実化)をすすめるためのトレーニングおよびトレーナーの確保、②家族への継続的相談や適切なカウンセリングを行う場とそのための人材確保、が求められる。

また、前述したように、高機能であるが故に、過去の生活歴において本人や家族への適切な支援や介入が得られず、青年期以降の年齢になって、激しい暴力、器物破損などにより、家庭及び地域での生活が困難となっている事例が多い。このため、一時避難的な意味でのショートステイ利用にとどまらず、本人への心理機能の理解と心身共に安定できるフレーム作りのための「シェルター機能」を備えた新たな支援施設の設置も望まれる。

2) 反社会的行動の再発対処に関しては、認知に依拠する隔離とか懲らしめという対処は、反社会的行動の抑制機能としてはほとんど効果がないことが示され、本人を隔離したり、認知的に社会的ルールを教えるだけでは不十分であることがわかった。

事件直後に、本人が記述した日誌を読むと、「二度と起こさない」という反省を述べており、その場においては「いけない事をした」という認識をもっていることがわかった。にもかかわらず、数ヶ月後に同様の行為をしてしまう心理は、「やってはいけない」というストーリーが内的に定着しておらず、誘発状況において反社会的行動に踏み出してしまう行動は、認知的に非常識なものである。事後に、本人より、行動を起こす前の状況について聴くと、必ず、何らかの不満や怒りを生じる出来事があることが明らかになった。そこでまず、これを前兆事項として把握できるようにすることがのぞまれる。そして、できる限り、本人側の現実認知を増やすことを心がけて、衝動の幻想化を防ぐことが求められよう。

3) HPDD にかかわる犯罪 3 例の弁護活動を通して明らかになったことは、いずれの人も人間関係や現実認知に乏しく、ファンタジックな内的世界の延長が犯罪につながっていると考えられた。弁護士としての関わりの中で、被告である HPDD の人の断片的な言葉や態度から、その内的世界を理解しようと試み、その経過の中で、本人側の態度の変化を感じている。

5. まとめ

HPDD の人がかかわる反社会的行動への対処については、これまでの社会防衛的な視点によるアプローチでは、根本的な問題解決にはなりにくいことが明らかになった。「反社会的行動」を起こした当事者側から具体的にとらえ直し、

その行動の発生機序の理解を出発点とすることが求められる。

彼らの多くが、これまでの生活歴における周囲の人や状況との異化により、長年にわたり、人から注意・叱責され、或いは無視され続けている。その結果、対人状況において不安や恐怖、被害感が強く、現実状況に対する防衛的・回避的態度になりやすい。このことは、自己統制機能が働いていないことが示されている。

そのため、心理的嫌悪感や思春期以降の性衝動などが、非社会的状況の中で幻想化され、他罰的な反社会的行動に繋がっていくと解析されるのである。

以上のことから、青年期以降の年齢の HPDD の人について、反社会的行動の繰り返しを防ぐためには、本人の心理的健康性を保つ人的シェルターと、自己認知の改善や衝動による幻想を統制する能力を引き出すための対応や時空間的な生活条件を明らかにするための援助方法としての実践的マニュアルが必要であると言える。

高機能広汎性発達障害の社会支援における 一般市民等の障害理解促進に関する研究

—ドキュメンタリー番組視聴の自閉症児者観への影響とメディア報道の課題—

堀江まゆみ（白梅学園短期大学）

1. 目的

高機能広汎性発達障害の社会支援を考える上で、彼らの地域生活を取り巻く一般市民等の適切な障害理解が必要であることは言うまでもない。しかしながら、昨今、豊川事件や長崎事件など高機能広汎性発達障害が関わった事件がメディアを通して報道されるにおいて、彼らの行動の特性が反社会的行動や犯罪加害と過大に結びつけられ、不適切な高機能広汎性発達障害像が一般市民に流布されることが懸念されている。

そこで本研究では、高機能広汎性発達障害事件に関するメディア報道の課題に関して研究を進めることにした。平成16年度の研究報告では主要な新聞3社および雑誌30誌を調査対象とし、いわゆる豊川事件と長崎事件の記事内容および見だし内容を分析した。その結果、①ニュースの判断基準がメディア側の要因に大きく寄っていること、②事件内容の一部を特に強調して見出しに表現する「ワンフレーズ報道」への傾斜、③精神鑑定報道における不十分な扱い、等、活字メディア情報における影響を指摘した。

そこで今年度は、映像メディア情報に関して視聴における影響の検討を行うこととした。昨今の映像メディアでは自閉症をテーマとしたドラマやドキュメンタリー番組が製作され一般市民からの関心も高い。日本テレビで放映されたドラマ「光とともに」（原作戸部けい子）は同時期の番組（毎週水曜日10時～11時）と並びながら高視聴率を得ていた。また、ドキュメンタリー「うちの子～自閉症という障害を持って」（RKB毎日放送製作）はTBSで放送されて以来、その後も各地の放送局で繰り返し放映されるなど、放送関係者や市民の高い関心を保ち続けている。ドラマやドキュメンタリーの内容は、自閉症児者とその家族が学校や地域社会の中で社会の無理解と向き合いながらも前向きに生きている実生活が描かれており、結果としてポジティブな構成であることが多い。昨年活字メディア情報の分析では長崎事件等に対するネガティブ報道の問題を指摘したが、ではこのような広汎性発達障害に関するポジティブ映像情報は、一般市民の障害理解あるいは広汎性発達障害児者の社会参加に向けてどのような影響をもつのであろうか。あるいは、一方でネガティブ情報を得ながらポジティブ情報により、広汎性発達障害へのネガティブ理解は解消されるのであろうか。

今後こうした活字および映像というメディア間の相違および情報内容のポジティブ／ネガティブの相殺的效果を検証するために、本研究では映像メディアで放映された広汎性発達障害に関するポジティブ情報ドキュメンタリー番組を取りあげ、番組視聴前後の広汎性発達障害に対する理解等について分析することとした。これによりメディア報道が提供する自閉症情報が、一般市民の自閉症理解にどのように関連しているのかについて明らかにし適切な報道提供のあり方を検討することを目的とした。

2. 方法

- 1) 調査対象者：一般市民 61 名を対象とした。
- 2) 提示映像：自閉症ドキュメンタリー番組「自閉症のわが子へ…奇跡の子育て奮戦記」(2003年7月放映)より、T児のコンビニへの買い物をテーマにした部分の映像(10分間)を使用した。映像は会議室に備わったビデオ用モニターで提示した。

【映像概要】養護学校小学部に通う知的障害を伴う自閉症T児。家ではTVや幼児番組に強いこだわりを示しパニックも時々おこす。母親は今までの苦勞を語る。絵カードの理解はあり日常生活の中で使われていた。ある時、まだ経験していなかったコンビニへの買い物に挑戦する。途中惑いながらもジュースを買うことができ、家に帰って両親に報告するときには達成感にあふれた笑顔を見せていた。

3) 視聴前後の調査および測定内容：

番組視聴前後の障害観および自閉症に関する態度調査を行った。測定した内容は、①被験者の属性、②障害に関するドラマ/映画の視聴経験、③メディア情報影響度自己評価(影響されやすさの自己評価、8項目)、および、④『自閉症児者観に関する尺度』(生川:2002を参考に自閉症に関する尺度を作成、表1)、⑤「生き方尺度」(板津:1992を使用した。28項目。表2)、⑥自閉症に関する知識(10項目)であった。生川(2002)は障害者観に関し4因子(実践的好意、能力肯定、社会参加、理念的好意)を抽出している。

表1 自閉症児者観に関する尺度(生川:2002を改訂)

【設問】自閉症の人たちについてお聞きします。次に書いてあることは、あなたの気持ちにどの程度あてはまりますか？(5段階評定尺度)
【実践的好意因子】 3.この人たちと関わりを持ちたいと思う 4.この人たちは自分より立派な面があると思う 14.この人たちが困っていたら自分は声をかけると思う 18.この人たちと友達になりたいと思う 19.この人に関するテレビを観たいと思う 23.この人たちが地域社会で生活することで地域社会にいい影響があると思う 24.この人たちのためのボランティア活動に参加したいと思う
【能力肯定因子】 12.この人たちも周りの人と仲良くする能力があると思う 13.ほかの子どもたちとこの子どもたちが一緒に遊ぶことは良いことだと思う 17.この人たちも学習能力があると思う 20.この人たちも生活に必要な能力を身につけていくと思う
【社会参加因子】 5.この人たちはもっと社会に出た方がよいと思う 6.この人たちも普通教育でみんなと同じように教育をうけるべきである 7.この人たちも一般の企業に就職して働くことができると思う 8.この人たちも子どもを育てることができると思う 15.この人たちも自立が可能だと思ふ
【理念的好意因子】 1.この人たちの環境を整えるためのお金を国が援助することに賛成である 9.この人たちの働く場をもっと増やすべきである 11.自分の住んでいる地域にこの人たちのための施設が建ってもよいと思う 16.この人たちのことは家族だけでなく社会全体で責任をもつべきである

表2 「生き方尺度」(板津 1992)

<p>【設問】あなたの考えやあなた自身にどのくらい当てはまるか(5段階評定尺度)</p> <p>1.努力をおしまずに、自分のできることに向かって完全燃焼する。 2.自分の持っている潜在的可能性を追求しつづける。 3.他者との関わりを大事にする。 4.過去の失敗をくよくよ後悔しない。 5.他人と争うようなことはしたくない。 6.自分のやることに最善の努力を尽くす。 7.自らを創造・開発していく。 8.何事も人間1人の力で出来るものでないから、お互いの協力を大事にする。 9.何かに失敗しても混乱したり絶望したりしない。 10.周囲の人と利害関係をはなれた付き合いをする。 11.時間や物を無駄にしない。 12.将来に希望と期待をい だいている。 13.他人には誠実な心を持って接する。 14.事実をわだかまりなく、 さっぱりと受け入れる。 15.他人をないがしろにしない。 16.今という時を大切 にする。 17.何事も自分のことは自分でやる。 18.自分のやるべきことは責任を 持ってやり遂げる。 19.自分自身にこだわりを持たない。 20.自分の欲望のため には他人に迷惑をかけてもかまわない。 21.義務や責任を進んで果たす。 22.自分のなかに好まない面を見つけたら、隠すよりも良くしていこうとする。 23.出来るだけ多くの物事を見聞きしようとする。 24.自分自身の行為に自信を持 っている。 25.何か自分の出来ることに専心する。 26.何事にも興味と好奇心を 持って接する。 27.かけがえのない生命を精一杯生きる。 28.自分の良い面は否 定せずに素直に受け入れる。</p>
--

4) 調査手続きおよび分析方法

番組視聴の前後に前述の調査内容を質問紙調査法により行った。

事前調査の質問紙内容は、①被験者の属性②障害に関するドラマ/映画の視聴経験、③メディア情報影響度自己評価、④『自閉症児者観に関する尺度』、⑤「生き方尺度」、⑥自閉症に関する知識であった。

10分間の番組視聴後に事後調査を行った。事後調査の内容は、④『自閉症児者観に関する尺度』、⑤「生き方尺度」、⑥自閉症に関する知識であった。各質問項目を得点化し事前調査との間の有意差について検定を行った。

今回の調査では、①被験者の属性、②障害に関するドラマ/映画の視聴経験、⑥自閉症に関する知識、では被験者間に差は認められなかったため、主に③メディア情報影響度自己評価、④『自閉症児者観に関する尺度』、⑤「生き方尺度」、を中心に分析した。

3. 結果

1) 視聴映像内容と「自閉症児者観に関する尺度」との関連

本調査で使用したドキュメンタリー番組の内容が、生川(2002)が抽出した「自閉症児者観に関する尺度」の4因子とどの程度の関連があるかについて、事前に評定者4人による「内容一因子」一致度から、予備的分析を行った。表3は評定者4人による一致度である。評定者は事前に4因子と質問項目を読み合わせし、因子の示す障害者観について共通の理解を得ておいた。10分間の番組を場面や映像の区切によって14区分に分け、それぞれの区分に関連すると思われる「自閉症児者観に関する尺度」をチェックし、一致度を算出した。関連のあるものについては複数回答とした。

その結果、14場面中7場面で75~100%の一致度が得られた。実践的好意因子2場面、能力肯定因子3場面、社会参加同意因子1場面、理念的好意

因子1 場面であり、4 因子ともに番組映像の中に含まれることを確認した。

表3 視聴ドキュメンタリー番組の内容分析および関連する「自閉症児者に関する尺度」4 因子評定一致度

	場面	T児の行動／親の気持ち／ナレーション	実践 好意	能力 肯定	社会 参加	理念 好意
1	花に水やり	T児)じょうろで花に水をやる ナ)自閉症の子どもが持つ独特の世界観、心を通わせる事は不可能なのか？	25%			
2	家族で食事	T児)絵カードで理解 ナ)話し言葉より視覚からの情報に強い自閉症の息子、理解できないからといってただ叱るだけではなく様々なことを息子にわかるやり方で示し続ける。		100%	25%	25%
3	父の職場	父)医師のくせに息子一人も治してやれない自分にはらを立てている。				50%
4	父の車中	父)以前は価値の低い人間だと思っていた要素が高い。最近はそのような思いはない	75%	25%	25%	25%
5	買い物導入	父)コンビニでの買い物経験のために絵カードを作成している	50%	50%	75%	25%
6	T児 買い物へ	T児)両親に見送られながら家を後にする ナ)「本人も楽しい」その言葉を聞いて私たちもはっとした。彼らもまた楽しく入り手行ける道がある		100%	50%	
7	T児 走る	T児)買い物途中に苦手な犬にあう。避けながらも店を目指す ナ)両親の心配をよそに自分の道をひた走るT児。彼の中ではきっと意味のある遠回り。	25%			25%
8	コンビニ到着	T児)10分後にやっと着く。何度かドアの前に足を運ぶが中に入れない	50%			
9	コンビニ買物	T児)12分後やっと店に入る。迷わずドリンク棚に向かい、さっとボトルを手にする	25%	100%	25%	25%
10	レジで精算	T児)レジに商品を出せないでいるT児 父)いったい何をしていたらそんなに時間がかかる？	25%			25%
11	レジ前で迷う	事情を聞いていた店員が声をかけてくれ、レジで商品を出すことが出来た 父)心配になって塀によじ登る。 ナ)ほんの些細なことで不可能が可能になる瞬間。	100%	25%	25%	75%
12	店からでる	T児)袋を手にして歩いて帰るT児		50%		
13	家に着く	T児)「やったー！できましたあ！」。買い物を無事に済ませT児は玄関先で喜びの声をあげる 両親は無事に買い物を済ませ帰ってきたT児の声を聞いて安心しながら喜んだ。	25%	75%	25%	25%
14	家でビデオ見る	T児)大好きな幼児番組をみて踊るT児 ナ)いつもより心なしか晴れ晴れと見えるT児。テーブルの上のレシートは彼と社会をつなぐ細い絆のように見えました。		25%	25%	25%

2) 番組視聴前後の「自閉症児者観に関する尺度」の変化

表4は、番組視聴前後の自閉症児者観尺度を因子ごとに得点化し、得られた有効データ54人分を算出したものである。7名については欠損値があったため分析対象から除外した。その結果、番組視聴後に自閉症者観の有意な高得点化が認められた因子は、実践的好意因子と社会参加同意因子であった。能力肯定因子と理念的好意因子においては有意な差はみられなかった。

表4 全被験者の自閉症児者観因子ごとの変化

	視聴前	視聴後	差	t検定
実践的好意	3.73	4.24	0.51	*
能力肯定	4.28	4.25	0.03	n.s.
社会参加同意	3.79	4.23	0.43	*
理念的好意	4.23	4.25	0.02	n.s.

Note.* $p < 0.05$ (5%有意) n.s.=not significant

さらに、自閉症児者観尺度項目ごとに視聴前後の差を算出し図1に示した。図中の項目番号は表1の項目番号と一致する。ほとんどの項目で視聴後に得点が増加していた。平均値(0.30)より高い変化を示したのは、「実践的好意因子」の5項目(3.この人たちと関わりを持ちたいと思う 14.この人たちが困っていたら自分は声をかけると思う 18.この人たちと友達になりたいと思う 23.この人たちが地域社会で生活することで地域社会にいい影響があると思う 24.この人たちのためのボランティア活動に参加したいと思う)、および、「社会参加同意因子」の3項目(5.この人たちはもっと社会に出た方がよいと思う。6.この人たちも普通教育でみんなと同じように教育をうけるべきである。8.この人たちも子どもを育てることができると思う)であり、「能力肯定因子」と「理念的好意因子」の質問項目では平均値以上となるものはなかった。

一方、視聴前後にマイナス変化のあったものが「理念的好意因子」の1項目(11.自分の住んでいる地域にこの人たちのための施設が建ってもよいと思う)と「能力肯定因子」1項目(12.この人たちも周りの人と仲良くする能力があると思う)で認められた。

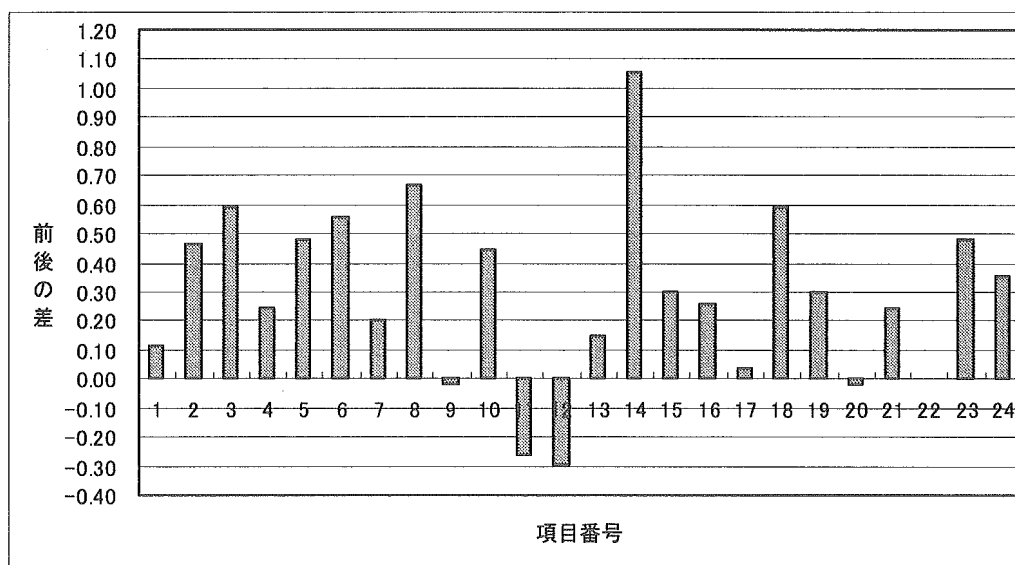


図1 自閉症児者観質問項目ごとの視聴前後の変化

3) メディア情報影響度自己評価と自閉症児者観因子の関連

番組視聴の前後での自閉症児者観因子の変化が、どのような要件から影響を受けるのかについて検討した。まず、被験者自身が自己評価したメディア情報影響度得点との関連を見た(表5)。メディア情報影響度自己評価得点の平均値(3.10)よりも高い値を示した群(高得点群)と低い得点群(低得点群)で比較したが、いずれにおいても有意差は認められなかった。

表5 メディア影響高得点群および低得点群の視聴前後の自閉症児者観変化

	メディア影響		t 検定
	高い群 (n=30)	低い群 (n=24)	
視聴前	3.95	3.94	n.s.
視聴後	4.23	4.24	n.s.
差	0.27	0.31	n.s.

Note.*p<0.05(5%有意) n.s.=not significant

4) 生き方尺度と自閉症児者観因子の関連

次に、被験者の「生き方」に関する尺度得点と自閉症児者観因子の関連を見た(表6)。生き方尺度の平均値(3.44)より高い群を生き方尺度高得点群、低い群を低得点群として生き方尺度各群と自閉症児者観因子の関連を

表6 生き方尺度高得点群および低得点群の自閉症児者観変化

自閉症児者観 因子	生き方尺度			t 検定
	高得 点群 (n=28)	低得点 群 (n=26)	差	
実践的好意	3.93	3.52	0.41	*
能力肯定	4.47	4.09	0.38	*
社会参加同意	4.03	3.54	0.49	*
理念的好意	4.36	4.09	0.27	*

Note.*p<0.05(5%有意) n.s.=not significant

見ると、4因子すべてにおいて生き方尺度高得点群の方が低得点群よりも有意に高いことが明らかであった。

5) 生き方尺度高得点群および低得点群における番組視聴前後の自閉症児者観因子の変化

そこで、番組視聴前後で生き方尺度各群が自閉症児者観因子にどのような影響があったかについてみると(表7)、有意な差は「社会参加同意因子」に認められ、視聴後の変化値は低得点群の方が高得点群よりも高かった。これは生き方尺度低得点群の方が、番組視聴前後で自閉症児に対する社会参加同意に関して、特に好意的な影響を受けたことを示している。

表7 番組視聴前後における生き方尺度各群の自閉症児者観の変化

自閉症者観因子	生き方尺度		t 検定
	高得点群 (n=27)	低得点群 (n=27)	
実践的好意	0.56	0.47	n.s.
能力肯定	-0.02	-0.05	n.s.
社会参加同意	0.32	0.56	*
理念的好意	-0.01	0.06	n.s.

Note.*p<0.05(5%有意) n.s.=not significant

4. 考察

視聴覚情報提が一般市民の自閉症児者観および態度に対しどのような影響を持つかについて明らかにするために、実際に民間テレビ局で放映された自閉症テーマ番組視聴前後の影響について実験的検討を行った。

その結果、番組を視聴した後には、自閉症に対する態度尺度の4因子のうち、実践的好意因子（身近な知人として自閉症者との接触経験を許容する因子）および社会参加同意因子（自閉症児者の社会参加を積極的に受けとめる因子）において有意な差が認められた。これは本実験で使用した番組の内容が、日常生活における本人や親の苦悩および日々のささやかな喜びを映像化したものであり、一般市民にとっても等身大の生き方として写り、隣人としての共感を得たものであったためと考えられた。今回のようなポジティブ映像が一般市民に対して好意的自閉症理解につながることを確認された。

特に、視聴後の影響を大きく受けた要件は、被験者の「生き方」に関連する尺度であった。生き方尺度高得点群では視聴前後で自閉症児者観に大きな差は認められなかったのに対し、生き方尺度低得点群では視聴後に「社会参加同意因子」（自閉症児者の社会参加を積極的に受けとめる因子）で有意な差の好意的変化があった。これは、もともと人生や物事に対し積極的な生き方をしている人（生き方尺度高得点群）にとっては、番組で放映された自閉症児と家族の姿は十分に許容された内容であったため、視聴前後で特に増加することはなかったが、人生や物事に対しそれほど積極的でない生き方をしていると評価された群（生き方尺度低得点群）では、メディア情報により自閉症児者理解が大きく影響を受ける傾向があることを示すものである。

地域社会で生きる一般の市民には多様な思考をもった人たちが存在する。ポジティブな思考の市民だけではないことは自明である。本実験の結果は、特に障害理解に接点がなく、その人個人の「生き方」に明確な方針が比較的薄い層の市民にとって、ポジティブメディア映像が障害あるいは自閉症理解に有効な意味を持つことが示された。このことは同時に、このタイプ市民はネガティブメディア情報に対しても大きな影響を受けがちであることを推測させるものでもある。このような市民層へのメディア影響については、今後も十分検討を行うことが必要であり重要であると考えた。

本研究では、今回ネガティブな映像の視聴影響については実験を行わなかった。理由としては、一つには、明らかに自閉症児者に対してネガティブ意図をもった映像番組が得られなかったことであるが（このような番組はほとんど製作されないだろうが）、むしろ、仮説設定上、上記の結果が示すようにネガティブ・メディアの情報の大きさが推測しきれず、筆者らの予測の範囲を越えることがあり得るといふ点が倫理課題として残っていたからであ

る。

とはいいながら、実際には、長崎事件や豊川事件などの報道においてネガティブ情報が一般市民に対し提示されている現実的な課題が目の前にある。本研究の結果から推測するにおいても、人生や物事に対しそれほど積極的でない生き方をしていると評価された群（生き方尺度低得点群）とされる市民においては、これまでの新聞報道を通してネガティブな自閉症児者観を意識的あるいは無意識に形成している可能性は否定できない。早急に実証的な成果をもってメディア関係者や一般社会に伝えなければならない課題である。

本研究班では、また、映像メディア影響分析と同時に、活字メディア情報の影響検討についても今年度準備を進めてきた。活字メディア情報としては新聞記事および見出しの影響について注目し、予備検討を行った。

方法としては、某Q新聞社関係者の協力を得て、新聞紙面の製作にあたる現場記者らにインタビュー調査をし、記事生成過程における基本的ルールおよびネガティブ情報が生成される背景について要件を探った。

その結果、①記事・見出し作成の基本的規則に加え、②基本規則を動かす判断系他が存在し、この過程で上記豊川事件等の記事見だしが作成されることがわかった。特に、新聞記事の作成規則である、①記事・見出しのフレーズ抽出、②見出しの視覚的情報・アピール情報、③紙面における配置、④記事内容の精査と評価、の流れの中に、適宜判断されるトップ記事の入れ替えやデスクの判断、これに担当記者の経験と関心個性が入り込み、記事や見だしの処理に大きく影響することが整理された。

次年度は、実際に模擬新聞記事を製作し、ポジティブ情報およびネガティブ情報の影響について検討を進めることにしている。

5. まとめ

高機能広汎性発達障害の人の社会的行動を地域で支えるためには、一般市民の適切な理解が必要であり、それに対するメディア報道の影響は大きい。報道される映像および活字情報が、好印象情報であるか不適切情報であるかにより一般市民の自閉症および高機能広汎性発達障害への理解や態度が影響され、ついでには、自閉症および高機能広汎性発達障害の反社会的行動あるいは社会的トラブルの受容に、理解の相違をもたらすことにもなるだろう。

TVドラマとして高視聴率を得た「光とともに」「自閉症児は今」などの番組は視聴者に対し、「自閉症児者の社会参加を積極的に受けとめる」「身近な知人として自閉症者との接触経験を許容する」を変容させ、特に主人公と同世代の等身大の生活実態像への共感が好印象を与える影響になっていると思われる。

今後、映像や新聞記事のメディア各社の作成意図および作成現場の過程を検討し、不適切印象情報が生成されるリスクについて探ることとした。新聞記事の作成過程として、比較的定型の規則である①記事・見出しのフレーズ抽出、②視覚的情報・アピール情報、③紙面における配置は、各社とも大きな違いはないが、非定型的規則である、④毎日のトップ記事の入れ替え、⑤デスクの判断、⑥各記者の経験と関心個性が実際には大きく影響する。今後、この作成過程のどこの要因が記事や見だしの処理に大きく影響し、ついでには「障害＝犯罪」と印象づける記事が生成されるのか、さらに明らかにしていきたいと考えた。

自閉症スペクトラムと犯罪

この人たちの犯罪をどうみるか、この人たちの内的世界とはどういうものか

副島洋明（副島法律事務所）

1. この人たちの世界／本当のことか、ファンタジーか

犯罪、それも人に対して危害を加えるような犯罪の場合、その犯罪者の心に普通は憎しみや怒りの感情とか、我を忘れるような強い衝動や絶望にかられるなどを考えてしまうものですが、この人たちの犯罪の場合、それが無いというか、希薄だということに気づかされます。こんなひどい犯行をおかすぐらいだからよほど相手が憎いか怒りの感情をもっているのだろうか、我を忘れるような自暴自棄となったり、強い絶望にかられたとか、若しくは計画的・打算的にやったとか、犯罪者となる人間の心に対して、いろいろ私たちにすれば負というかマイナスの感情を考えてしまうものです。私などは、犯罪とは憎しみ、それとも虐げられる者のルサンチマン（恨みつらみの感情）からひきおこされるというのがぴったりきますが、この人たちの場合、そうじゃないという場合がほとんどです。まとはずれとなっています。この人たちの犯罪が憎しみやルサンチマンからではないとすれば、なんなのだろうか。

そのとき私が思い浮かべることは、この人たちがこだわりつづける“世界”です。この人たち（彼ら）には自分の犯罪がどうみえているだろうか、という問題です。私たちから見える犯罪と、本人たちが思っている犯罪とは、どの場合も多少の違いがあるものですが、この人たちの場合、飛躍していると思えるような落差があつたりします。私たちには彼らの思う犯罪の世界があまりにも非現実的で、「たわごと」「虚構」「作り話」のように見えたりします。要するに、私らには彼らがふと“本音”のようにもらす言葉（言動）から見える世界は、空想・幻想・虚構などファンタジーに見えるということです。

この人たち、彼らとは、自閉症スペクトラムとされる人をさしています。ただ、スペクトラム（連続体）ですから、区別する“私たち”と連続（相対化）しており、それをひとくくりに分類してしまうことに乱暴すぎる感もいたしません。最近目にするようになった「定型的発達」という言葉、おそらくこの人たちと区別する私たちをさしていますが、しかし、自分のことを考えてみれば、そのような名付け方には苦笑してしまいます。その意味で、ここでいう私たちと彼らとの“差”を線引きして考えないようにしていただきたい。あくまで自閉症スペクトラムとされる人たちにしばしばみられる“特徴”であって、それは私たちにもつながっていることを前提としています。そういうあいまいさを前提に、私自身の弁護体験からこの人たちには自分の犯罪がどう見えているか>を“ファンタジー”という視点（切り口）から論じようとするものです。ただ断っておきますが、私にはファンタジーにしか見えないということであって、彼ら自身が、自分のこだわることがニセもの、若しくは幻想だと認めているということではありません。彼らにすれば、あくまで<本当のこと、本当の

物語>だと思えます。

私は長く犯罪者としてつかまった彼らの弁護人をつとめてきましたが、最近になって、彼らの“思い”が少しわかってきたような気持ちでいます。その彼らの思いをここで「ファンタジー」という一言でくくろうとしています。しかし、本人たちにとっては、私のいうファンタジーという言葉では決して表現できない程の重さをもっているということをわかっています。ファンタジーという言葉ではふさわしくないのかもしれませんが、いずれ、この人たちの“思い”にもっとふさわしい表現をしたいと考えていますが、今はこの表現で許して下さい。

最近、私が弁護としてかかわった事件を事例としてとりあげます。それらの事例は、このファンタジーの背景を語るに必要な範囲で簡潔にまとめています。時間や場所等の事実関係は省略しています。こんな事件だという紹介にとどめておりますので、ご了承下さい。

2. この人たちの事件とファンタジー

事例Ⅰ：ある青年の強制わいせつ事件から

(生育) 22才の自閉症をもつ青年、IQは60台で知的障害(遅れ)は少ないが、自閉症障害は幼少時から顕著。小・中学校は公立、高校は私立、そして短大を卒業しています。学校内では孤立、親は我が子のいじめや差別で学校としばしば対立関係をつくってきています。短大卒業後、正規の就職はできず、アルバイトをするもすぐにやめさせられています。数年前から「ひきこもり」となり、問題行動がでたため、精神科を受診。そこではじめて正式に広汎性発達障害と診断。家族は両親(自営業)と兄・姉の5人家族(末っ子)。ただ、親は我が子の「遅れ」、とりわけ社会性の障害については早くから気づいていました。また、教師から障害を指摘されていますが、受容できず苦しんでいます。

(事件) 1年程前から、ハローワークの紹介で知的障害者の福祉作業所に通うようになり、朝(午前7時30分すぎ)の通勤途上、通勤や通学の人の多い駅近くの路上で突然、自分の前を歩いていた女子中学生(15才)に対して、昨夜夜中まで夢中になって遊んだアダルトサイトの性的映像がフラッシュバックして、いきなり襲いかかり、押し倒し、強引にわいせつ行為に及んだという犯行です。すぐに通行人につかまり、交番に突き出されて逮捕されました。彼は「いけないこと」「悪いことをした」という言葉は発しますが、その性暴力の“意味”のところで、女子中学生を傷つけたこと、とりかえしのつかない被害を与えたことについてコミュニケーションができません。それどころか、その被害者となった女子中学生への“あこがれ”(ファンタジー)の言葉がでてきて、私は少々とまどわされました。

(背景) 彼はここ数年、インターネット(アダルトサイト)にはまって、毎日長時間没頭していた。また制服プレイをしてくれる風俗に定期的に通って、好みの女の子もできていました。彼は、ネットオカマとして毎夜のように、

女子中学生に変身していろいろなやりとりをしていることを詳細にしゃべってくれました。私が彼のそのアダルトサイトの報告を聞きつづけることに耐えられず、〈お母さんもそうなの？／お母さんにもそういうことをするの？〉と聞くと、“違う”と否定した。彼はその犯行の朝、アダルトサイトと現実との〈境目〉がなくなって、アダルトサイトの“世界”にひきずられ、その延長のように犯行に及んだものであったといえます。ただ、私には、彼が〈女子中学生を好きになりたい〉という思い（ファンタジー）があって、それがこのような犯行をひきおこした背景にも思えました。ここでは彼をT君と呼びます。

事例Ⅱ：浅草レッサーパンダ事件（通り魔殺人鬼とされた事件）から

（生育）札幌出身、29才（当時）。自閉症をもつ青年。小・中学校は普通学級、高校は養護学校を卒業。卒業時にIQは50台（軽度）で療育手帳を交付されています。高校時代からしばしば放浪（北海道・東京等）して問題となる。彼は幼少時から寡黙で、人と顔を合わせられず、いつもうつむいた様子で孤立していた。苛酷な「いじめ」や厳しい「しつけ」を受けてきています。家は極貧。母親が家計を支えてきたが、高3の時に死亡。高校卒業後から放浪先でホームレスとなったり、警察に補導されることがつづき、それが無銭飲食（詐欺）となり、放置自転車に乗っていたことが窃盗となっています。前科は5犯、刑務所には2回、青森刑務所を出所して3ヶ月後に本件殺人事件を浅草でおこしています。家族は両親と弟と妹の5人家族。父親は本件事件後にその知的障害が判明して判定を受け、療育手帳と障害者年金を受けています。母親代わりの妹は事件当時、すでに末期ガンの状態で、1年後に死亡しました。

（事件）彼は青森刑務所出所後、放浪したのち、警察から札幌の実家に送り返されますが、家では末期ガンの妹が極貧の中でかろうじて生きている状態にあった。その妹から家を追いだされて上京し、浅草周辺でホームレスをしていた。そして初夏を思わせる4月末の白昼、札幌で着ていた防寒スタイルの服装とレッサーパンダのぬいぐるみ帽子と100円ショップで買った黄色のサングラスという特異な姿で、人も車も多い幹線道路沿いの歩道を通行中の女性（女子短大生）にいきなり包丁をとりだし、思い切り背中を突き刺すなど殺人に及んだという事件です（判決の認定事実／私ら弁護団は、そのような犯行・殺人とはとらえていません）。私ら弁護団が知りたかったことは、〈どうして白昼堂々と通行人の若い女性に包丁を突きつけたのか〉という動機にありました。警察や検事の取調べでも、〈友達になりたかった／隅田公園のベンチで一緒に座ってみたかった〉という動機をしゃべったと録取されていました。しかし、友達になりたいからといって包丁をだすなどという動機は、警察も裁判所も信じられないとして切り捨てました。しかし、彼は逮捕直後から、私たち弁護団に決まってそう答えています。そして、自分が殺したその被害女性は〈優しい人だった、き

れいな女性だった>と繰り返しました。

(背景) 彼は“詩”が好きで、はやっている歌をまねた詩をつくっています。彼の好きな詩は片思いのラブソングで、それを逮捕後も、留置所の中から昔の同級生など女性に書き送ることを執拗に繰り返しました。重大な凶悪事件の犯人から突然にラブレターを送りつけられるかつての同級生(女性)たちは、ふるえあがりました。片思いのラブソングを書きつづるうち、裁判がはじまって約1年の頃に、偶然に“彼の存在”に興味をもち、彼とつき合う女性があらわれました。文通や面会を繰り返し、その女性とは獄中結婚の約束までしています(結果は破局で終わる)。この裁判の間、私ら弁護団は彼の執拗でまっすぐな“恋愛”へのあこがれ(ファンタジー)には圧倒されつづけました。ここで彼のことをY君と呼びます。

事例Ⅲ：所沢事件(児童連続暴行事件)から

(生育) 35才の知的障害と自閉症障害をもつ青年。幼少時からその自閉症の症状が顕著であったことから、「言葉の教室」や療育に通ってきています。IQは40台前半でコミュニケーション障害も重い。小・中学校は特殊学級、中学卒業後、地元の企業(工場)に障害者として就労しました。両親(自営業)と2人の姉と妹ひとりの6人家族。自閉症として早く診断されたこともあって、早期の療育を受けてはきていますが、保育園、小学校、そして地域でも集団に入れず孤立し、排除され、「いじめ」を受けてきました。小学校高学年以降になると、その「いじめ」は陰湿かつ暴力的なものとなっています。その暴力的いじめがひどくなる小学校高学年頃から、彼自身にも小さい子どもに対して<暴力をふるう>ということがみられるようになり、その被害を受けた子どもの親から注意・抗議されることがふえ、さらには排除されることにもなっています。そして平成5年、彼が工場に就労していた23才の頃、はじめて小さい子どもに対する連続暴行事件の犯人として警察から逮捕され、起訴されるという事件がおこっています。母親によれば、かつて自分が受けた「暴力の連鎖」からだということになります。

(事件) 平成5年の最初の事件では、弁護側も重い自閉症障害を問題にしましたが、精神鑑定はなされず、訴訟能力も責任能力もあるとされ、懲役4カ月、執行猶予2年の有罪判決が下されています。ところがその後も、地元の警察から児童に対する連続暴行事件の犯人として逮捕されています。2回目の事件から私が弁護人となり、彼の刑事裁判を受ける能力を争うとともに、被害者への謝罪や示談をすすめて、不起訴となりうる条件をそろえる弁護をなし、不起訴としてきました。ただ、彼の場合、連続暴行事件といっても被害者とされる子どもや幼児にケガさせることもないし、コブをつくるような強い暴力でもありません。単に頭を平手でたたいた、こっつんしたという程度で、被害自体は軽微なものです。しかし、公園等で遊んでいる幼児や学校帰りの児童に対して、自転車に乗った男が突然現れて、

いきなり暴行のような行為をして逃げ去ってしまうという行為は暴力とされ、そんな行為が連日にわたってひんぱつするという時には警察が動き出し、“社会的事件”となっていきました。そして2年前に、連続暴行事件の犯人として4度目の逮捕・起訴されて、現在は裁判中です。

今回、マスコミ（テレビ・新聞）が最近の学校事件、学校に押し入った殺傷事件や小学生を狙った事件等への関心から、連日にわたって小学校近辺の公園等でおこっている“暴行事件”を大きく報道したために、地元の警察はこれまでの彼の前歴から、彼を犯人だとにらんで任意同行し、そして“自白”させ、逮捕するに至ったものです。これまでの事件はすべて現行犯逮捕でしたが、今回は、彼が重いコミュニケーション障害（オウム返し）をもっているにもかかわらず、彼に犯行を“自白”させての逮捕でした。マスコミが大騒ぎしたことから警察は焦って、彼を裁くことは難しいと承知で逮捕し、起訴したのではないのでしょうか。

裁判は、冒頭から彼の自閉症、つまり重いコミュニケーション障害や認知障害が争点となり、5件の暴行罪を審理する前に、そもそも彼に刑事裁判を受けられるだけの訴訟能力（自己防御能力）があるのか疑わしいということになり、精神鑑定となりました。そして裁判所が実施した精神鑑定では、彼は自閉症障害と知的障害をもち、その重いコミュニケーション障害から訴訟能力はない、という医学的判断がなされました。検察官はそれに異議を述べ、彼には訴訟能力があるなどと争っていますが、本件事件の内容からみて、訴訟能力なしという鑑定がくつがえされる余地はないといえます。

（背景）彼の犯罪とされた小さい子どもたちへの“暴行”は、長い歴史（経緯）があります。警察が彼を最初に逮捕してからすでに10年、そして生育歴の中で暴行が問題行動と指摘されてからもう20年がたっています。捜査や福祉の記録では、彼のこのような経歴をさして＜暴行癖＞という表現がなされています。彼は、そのオウム返しのコミュニケーション障害から、殴ったかと聞かれれば殴ったと答え、こっつんしたかと聞かれればこっつんしたと答え、ムシャクシャしていたかと聞かれればくムシャクシャしていたと答えています。私自身、彼については、そのような客観的に暴行らしき行為があったことは認めています。しかし、その暴行らしき行為のあと、つまり小さい子どもたちに“こっつんした”あとに、彼が＜ヤッホー＞とか＜オーイ＞と何か声をあげて自転車で走り去っていつている様子が目撃者の供述にでてきて、そして被害者となった子どもからは＜ヤッホーおじさん＞というあだ名までついているという“事実”から、暴行罪の成立を争わざるをえないという事情があります。私は10年彼とつきあってきて、彼の小さい子どもに対して＜こっつんする＞という行為を彼らしい表現だととらえようとしてきました。ここでは彼のことをN君といいます。

3. 彼らの“世界”をさぐる／ファンタジーとは

(1) T君の場合

彼のインターネット、とりわけアダルトサイトへの没頭は「依存症」というべき精神症状にあったといえるかもしれません。ネットオカマの世界をこと細かにいろいろの操作を含めて語ってくれましたが、聞かされる方はへきえきさせられました。岡田尊司氏（精神科医）の『脳内汚染』（文藝春秋社）によれば、彼はネット依存症による「脳内汚染」の状態にあると思えるものでした。通学中の女子中学生にいきなり襲いかかっている姿は、アダルトサイトにとりつかれた白昼夢のようです。またT君は、取調べや接見で自分のやった犯行を語ってくれといわれてしゃべっても、そこでは被害女子中学生の傷や痛みを想像し、反省を覚えて苦痛の表情を浮かべたり泣いたりするわけではありません。事件後の記憶にある通りのことを淡々と話し言葉で再現することになります。彼が自分のおかした女子中学生への性犯罪について、何の痛みも感じていないかのように平然と語れてしまうことに、私たちは違和感を覚えてしまいます。ただ、彼は自閉症障害をもっています。そのために、人間的な反省や痛みを伴った情感のこもった言語表現ができません。そんな彼の言葉だけをみると、彼のような人間の犯行は、まるで人間的感情のない冷酷な犯行であり犯罪なのだということになってしまいます。

本当にそうなのでしょうか。私たちは彼がその犯行をなそうとした時の心のうちをのぞけるわけではありません。事件後、彼が逮捕され、警察から異常な性犯罪者として取り調べられ、その自白（供述調書）がつくられたあとになって、弁護人としてどういうことをやったのかと聞いて、彼の話す言葉から犯行を再現して理解しているにすぎません。私が彼から聞いている彼の言葉による“犯行再現”が、はたして本当のことかどうか分かりません。本人が自分のやったことをしゃべっているのだからおそらくそうなんだろう、ということではありません。しかし、その記憶の再現や言葉による表現が歪められているとしたらどうでしょうか。この人たちの場合、その障害から、話し言葉による体験の再現ということ自体に大きな壁と困難が存在しています。それでも事件後に、警察官や弁護人に閉ざされた密室でしゃべった内容が人間的情感も反省もない犯行再現であったから、実際の犯行もそうであったと、非人間的な犯行だったに違いない、という見方や理解になってしまいます。彼の言葉は本当のことなのでしょうか。

彼は犯行当時、睡眠不足と興奮もあってアノミーの状態に陥り、白昼夢のように犯行に及んではいますが、そんな姿は普段の彼からは想像もできないことです。彼の温和、几帳面な性格を思うと、その時、彼の心はどこかで“たが”がはずれたからだといえます。人はそんな自分をせきとめていた“たが”がちよっとはずれて、思わぬ結果を招いてしまうことだってあるのではないのでしょうか。彼が以前から女子の制服、それも女子学生に強いあこがれを抱き、それを楽しみに生きていた趣味までも非難できるとは思えません。私は彼の犯罪を、自分のファンタジーをコントロールできなかった事件で、司法の場で“再現さ

れた犯行”が実際ではないと、そう思っています。

(2) Y君の場合

彼は包丁をどうして通行中の女性に唐突に突き出したのか。その動機として友達になりたかった、公園のベンチと一緒に座ってみたかったといわれても、私たちにすればわかには信じられる話ではないことはわかります。女性を包丁でおどしてその抵抗を抑圧していることには違いはありません。彼は包丁を突きつければ相手の女性がおびえて立ち止まるということを知っていました。立ち止まらせ、そして連行していくために包丁を突きつける、という行為は暴力であり誘拐です。そんな暴力を見知らぬ女性に向けておいて、＜友達になりたかった＞などという言葉は信じられることではありません。私も最初の頃はそう思い、彼のいう友達という言葉は“性的関係”という意味だととらえていました。取調べる警察官も検事も、彼の本件犯行の動機を性的犯罪を狙ったものだととらえ、そのような犯行ストーリーをつくっています。

Y君は、自閉症障害から自分の気持ちや思いを言葉で表現することが非常に苦手な人間です。取調官や私らから＜友達とは＞と聞かれて答えることはできませんでした。そんな彼が、どうして包丁を突きつけたのかと聞かれて、友達になりたかったと答えた言葉の意味をどう理解すればいいのか。彼は犯行の際うつむいたままで、包丁を突きつけたとき、被害女性の表情を正視できたわけではありません。さらに、驚き、恐怖におびえた被害女性の気持ちも想像することができなかつたようです。カップルのようなかっこうになって連行される被害者が、恐怖にひきつり逃走しようとする状況を想像できませんでした。彼は被害女性の性器をさわったりするつもりだったか、強姦しようと思っていたかと聞かれて、はっきりと違う、そんな気持ちはなかつたと答えています。私らも当初からその性的動機を繰り返し尋ねましたが、違う、友達になりたかったと彼は答えつづけました。

彼は、裁判の中で本件犯行の動機と態様について、＜被害女性と公園のベンチでカップルのように座ってみたかった＞と、そのために＜包丁をだしておどせば、ついてきて公園のベンチと一緒に座ってくれる＞と思って包丁をつきつけ、立ち止まらせ、そして公園の方にカップルのようにしてつれだつて歩き、ビルの谷間の路地に入っていったと、その後、その路地で、何も覚えていないが刺傷行為をなしてしまった、としゃべっています（それは目撃者の証言と一致）。そして、彼は裁判の終盤では、自分のそんな犯行の動機について、＜自分は常識がない人間のようなようだ＞と表現しました。自分は被害女性を殺すつもりも傷つけるつもりもなく、ただ友達になりたいために包丁を突きつけたのだが、それが人を傷つけるやり方になるとは知らなかつたという弁解は、どうも普通の人と違う、常識がない弁解のようだと証言しました。

裁判所は、そんな彼の証言というか弁解を、それもまた非常識で信用できないと否定しましたが、本当にそうだといえるのでしょうか。私には、彼のいう＜友達＞というファンタジーは、今もって本当のことだつたと思えます。

(3) N君の場合

彼は、自閉症として古い概念ですが、いわば「カナー型」ともいえる重い認知障害とコミュニケーション障害をもっています。そのため、“自分”というものを言葉で表現することはとてもできません。殴ったかと聞かれれば殴ったと答え、こっつんすることは悪いことだといわれれば「悪いこと」<もうしません>と答えます。“暴行癖”といわれれば確かにその通りかもしれませぬ。好きな自転車に乗って小さい子どもたちの頭をこっつんして、ヤッホーと叫んで走り去っていく行為は、子どもや親を驚かせ、不安にさせる問題行動といえるでしょう。そんな行為はなくせるものならなくしたほうがいいに決まっています。しかし、本当に反社会的犯罪として逮捕され、裁判を受け、刑務所に行かせられるような“程”のものなのでしょうか。

今回の事件では、公園の砂場で遊んでいた5人の小学1年のグループに自転車で近づき、子どもたちの遊びの輪の中に入るようにして自転車を砂場に入れて、ひとりの男の子の頭をこっつんしました。その男の子はびっくりしたようですが、泣いたりもせず、頭にこぶもできていません。そのあと彼はヤッホーといって去っていつています。それを見ていた子どもたちは変なおじさんだと思ったようです。彼が子どもたちをこっつんするという行為は、長いこと「こだわり」であり問題行動だとされ、その「こだわり」は自閉症の“症状”だとされてきました。確かに子どもの頭をいきなりこっつんする行為が長くつづいていることからみて、こだわりだといえるでしょう。しかし、それを暴行癖だ、犯罪的意思に基づく反社会的行為だといえるのかというと、私にはとてもそうとは思えません。遊んでいる子どもたちへのあいさつ、仲良しになりたい、一緒に遊びたいという思いの表現だととらえることはできないでしょうか。彼のこっつんする行為は暴力ではなく子どもたちへのファンタジーだと、そう受けとめきれなかった私自身の弁護に、今、悔いがあります。

(4) 3人の生育歴や背景のところで、私は彼らの障害をめぐる家族史(関係史)をあえて書いていません。私自身は、障害の有無を問わず、人としての成長(発達)にとって幼児期から児童期にかけての“育ち”がその後の人間形成を最も基礎づけるものととらえていますが、それを検討し深めることはこのような短い文章では書ききれぬものではありません。私の弁護の“精神”としたところは、被告人となったこの人たちのために泣いてくれる人、本当に心を注いでくれる人をさがし、彼らの前に登場させることだと思っています。いうならば、育ち直しができないのなら生き直しを手伝ってあげたいと、そのような人を弁護の支援者と呼んでいます。確かに親がその支援者に最もふさわしいことは間違いありません。が、現実はそのが難しいといえます。むしろ、犯罪はこれまでの関係(生育歴)がある意味、破綻してしまつた結果でもありますし、関係の再構築が求められているともいえます。だからといって、我が子の“犯罪”は親の責任というわけではありません。彼と親をとりまく生育環境の中で、自閉症への無理解と無支援ゆえにつくられてきた“負”の遺産だととら